

業界団体における産業保安のための行動計画の策定について

平成 25 年 11 月 14 日
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 産業構造審議会保安分科会報告書（平成 25 年 3 月 29 日）における「2. 2）業界団体による取組の推進」（別紙参照）の中で、爆発等の深刻な産業事故が発生している業界に対し、政府として産業事故の防止に向けた行動計画の策定を要請する等が提言されているところ。
2. こうしたことを踏まえ、本年 4 月、経済産業省商務流通保安グループは、所管団体担当部署との連名で、石油連盟及び石油化学工業協会に対して行動計画の策定を要請し、両団体ともに本年夏に行動計画を策定（※）。
※ 石油化学工業協会：7 月 4 日（木）、石油連盟：8 月 2 日（金）
3. 今後、両団体においては、毎年、本行動計画の実施状況について自らフォローアップを行うとともに、本小委員会にも報告することとされている。

【参考】産業構造審議会保安分科会報告書（平成25年3月29日）より抜粋

2. 企業・業界団体の自主的な取組の強化

2) 業界団体による取組の推進

(1) 爆発等の深刻な産業事故が続けて発生している業界では、業界共通の課題について検討を行うとともに、産業事故の防止に向け、当該課題への対応、例えば、個社の取組だけでなく事故に共通する教訓の抽出やその共有等業界挙げての取組が有効である。政府としても、こうした取組が必要と考えられる業界団体に対して、産業保安について会員企業が実施すべき取組のガイドラインや業界団体が自ら積極的に実施する取組を盛り込んだ行動計画の策定を要請する。

(2) 業界団体ベースでの行動計画の内容については、会員企業が実施すべき取組のガイドラインとして、①企業経営者の産業保安に対するコミットメント、②産業保安に関する目標設定、③人材の育成や設備の老朽化への対応等も含めた産業保安のための施策の実施計画の策定、④目標の達成状況や施策の実施状況についての評価、⑤安全文化の向上に向けた取組等の自主保安活動の促進に向けた取組、等を盛り込むとともに、業界団体として実施する取組として、①業界内外で発生した事故の背景・原因や教訓の共有、②企業の教育訓練の支援、③企業の産業保安活動に関するベストプラクティスの共有、④企業が実施する安全文化の向上に向けた取組の支援、等も併せて盛り込むことが重要である。

(3) 業界団体が策定した行動計画については、継続して確実に実施するため対外的に公表し、自らフォローアップを行うことが重要である。また、取組の実効性を高める等の観点から、産業保安の専門家から構成される機関、例えば産業保安に係る審議会などに定期的に報告がなされるべきである。